

1 格付対象者

市内及び準市内業者

2 格付対象とする工種

土木一式工事、建築一式工事、舗装工事

※上記のほか、電気工事、管工事、造園工事については主観点数を付与します。

3 主観点数は、次の表により算出した点数の合計点とする。

(※太字は前回受付時からの追加部分)

| 番号 | 項目   | 数値  |
|----|--|---|
| 1  | 市発注工事の工事成績<br>工種別の工事成績及び受注件数（定期審査年度の前々年度の1月1日から定期審査年度の12月31日までに完成検査が完了した、予定価格が1件130万円を超える工事を対象とする。）                        | 工事平均成績が70点以上の場合<br>(工事成績の平均点数-69) × (受注工事件数の平方根) × 3 + 20 (点)<br>(点数に小数部分があるときには、これを切り捨てた点数とする。)<br><br>特定建設工事共同企業体が請け負った工事については、その構成員それぞれが、工事成績が当該工事の成績である1件の工事を施工したものとして算出する。ただし、予定価格については、総額により判断する。 |
| 2  | 足利市優良建設工事等表彰要綱（以下「表彰要綱」という。）に基づく優良建設工事表彰受賞歴<br>表彰要綱に基づく表彰受賞者の受賞回数（定期審査年度の前年度及び前々年度の2年間の受賞を対象とする。）                          | 受賞対象工種ごとに<br>受賞回数 × 20 (点)<br><br><b>ただし、40点を上限とする。</b>   |
| 3  | 障害者の雇用に関する状況<br>申請日直前の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（同法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定す | 該当する場合は10 (点)   |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>る知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)を法定雇用労働者数以上雇用しているとき</p> <p>又は、申請日直前の6月1日現在において同法第43条第7項に規定する事業主以外のものであって、障害者を1人以上雇用しているとき</p>  |   |
| 4 | <p>消防団員の雇用等に関する状況</p> <p>(1) 足利市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき消防団協力事業所表示証の交付を受けているとき</p> <p>(2) 足利市消防団条例(昭和41年条例第9号)第3条の2に規定する団員を2名以上雇用しているとき</p> <p>(3) 同法第3条の2に規定する団員を1名雇用しているとき</p> <p>(2)及び(3)については、役員が該当する場合も対象とする。</p> | <p>該当する場合は20(点)</p> <p>該当する場合は15(点)</p> <p>該当する場合は10(点)</p> <p>ただし、20点を上限とする。</p> |
| 5 | <p>建設業労働災害防止協会への加入状況</p> <p>本社、主たる営業所又は年間委任先の営業所において、建設業労働災害防止協会に加入しているとき</p>  | <p>該当する場合は5(点)</p>  |
| 6 | <p>保護観察対象者等の雇用協力の状況</p> <p>管轄保護観察所に協力雇用主登録をしているとき</p> <p>又は、更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に規定する保護観察中の者又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者を2年以内に3ヶ月以上継続して雇用した実績を有するとき</p>  | <p>協力雇用主登録をしている場合は5(点)</p> <p>雇用した実績を有する場合は10(点)</p> <p>ただし、上記いずれかの加点とする。</p>     |
| 7 | <p>女性の活躍の促進に関する状況</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労</p>  | <p>一般事業主行動計画を策定した旨の届出をしている場合は5(点)</p> <p>一般事業主行動計画を策定した旨の届出をし、かつ当該計画の実績等に対し</p>   |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>働局長にしているとき</p> <p>又は、一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にし、かつ当該計画に対して同法第9条の規定による同局長の認定を受けているとき（同法第11条の規定に基づく認定の取消しがあった場合を除く。）、若しくは栃木県が実施する「男女生き生き企業」認定制度に基づく認定を受けているとき</p>  | <p>て認定を受けている場合、若しくは「<b>男女生き生き企業</b>」認定制度に基づく<b>認定を受けている場合は10（点）</b></p> <p>ただし、上記いずれかの加点とする。</p>                          |
| 8 | <p>次世代の育成の支援に関する状況</p> <p>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているとき</p> <p>又は、一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にし、かつ当該計画に対して同法第13条の規定による同局長の認定を受けているとき（同法第15条の規定に基づく認定の取消しがあった場合を除く。）</p> | <p>一般事業主行動計画を策定した旨の届出をしている場合は5（点）</p> <p>一般事業主行動計画を策定した旨の届出をし、かつ当該計画の実績等に対して認定を受けている場合は10（点）</p> <p>ただし、上記いずれかの加点とする。</p> |
| 9 | <p>災害時の基礎的事業継続力に関する状況</p> <p>関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく、建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定を受けているとき</p>   | <p>認定を受けている場合は10（点）</p>   |